

すぎなみの監査

～平成25年度 監査実施結果の概要～

平成26年5月

杉並区監査委員

目 次

I 平成25年度 監査の概要

1 基本方針	1
2 実施状況	1

II 各種監査について

1 定期監査

1 実施期間	3
2 重点事項	3
3 方法	3
4 対象	3
5 結果	4

2 工事監査

1 実施期間	10
2 方法	10
3 対象	10
4 結果	11

3 財政援助団体等監査

1 実施期間	12
2 方法	12
3 対象	12
4 結果	12

4 行政監査

1 テーマ選定の趣旨	18
2 実施期間	18
3 方法	18
4 対象債権及び対象部局	18
5 結果	18

5 住民監査請求による監査

平成25年度 杉並区監査方針	22
平成25年度監査に関与した監査委員	25

I 平成25年度 監査の概要

1 基本方針

平成25年度の監査は、公正かつ効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に、実施することとしました。（別紙：「平成25年度杉並区監査方針」）

- （1）事務事業について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- （2）指摘等に対する改善状況を適切に把握し、監査の実効性を高める。
- （3）区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

2 実施状況

監査等の実施状況は以下のとおりです。

1 定期監査（地方自治法（以下「自治法」という。）199条1項及び4項）

区において執行された財務事務を主に、基本的な監査として実施しました。

- 対象：庁内各課及び庁外65施設
- 結果：指摘事項が4項目4件、注意事項が10項目22件、意見・要望事項が6項目6件ありました。

2 工事監査（自治法199条1項及び5項）

随時監査として、区において執行された工事を対象に、計画・施工等の技術的な面と経済性・効率性などの財務的な面等を監査しました。

- 対象：建築工事3件、土木工事1件
- 結果：全体として適正であると認められましたが、意見・要望事項が1項目1件ありました。

3 財政援助団体等監査（自治法199条7項）

区が補助金等を交付した団体、出資している団体、区立施設の指定管理者を対象に、補助金の使途、事業運営状況等を監査しました。

- 対象：補助金等交付団体67団体、出資団体4団体、指定管理者5団体
- 結果：注意事項が5項目6件、意見・要望事項が1項目4件ありました。

4 行政監査（自治法199条2項）

区の事務事業の中から、テーマを選定して監査しました。

- テーマ：普通財産（土地・建物）の管理及び活用について

- 結果：区が保有する普通財産（土地・建物）の管理、利活用及び貸付けについて、改善の余地が認められる4項目に関して意見・要望を述べました。

5 住民監査請求による監査（自治法242条）

区長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の取得又は管理等が違法又は不当であるとして提出された住民監査請求について監査しました。

- 請求：3件
- 結果：一部を認容し区長に対して必要な措置を講じるように勧告したものが1件、請求人の主張に理由がないので棄却したものが2件ありました。

6 決算等審査（自治法233条2項及び241条5項）

区長から付託された一般会計及び特別会計に係る決算並びに基金の運用状況について、審査しました。

- 対象：決算5件、基金3件
- 結果：計数に誤りはなく、予算執行、財産管理及び運用基金の管理は全体として適正であると認められました。決算審査意見書には、決算審査の結果を概括した総合的判断及び今後の区政運営について5項目の意見・要望を付しました。

7 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律3条1項）

区長から付託された健全化判断比率等について、審査しました。

- 対象：健全化判断比率4件、健全化判断比率に関する算定様式
- 結果：適正に算定され、計数に誤りはなく、財政が健全であることが認められました。

8 例月出納検査（自治法235条の2 1項）

区の現金の出納について、毎月例日を定めて検査するとともに、財政収支の動向や資金の運用状況等について報告を受けました。

- 対象：各会計の現金及び歳入歳出外現金
- 結果：各月の計数に誤りはなく、現金や証書類の保管は適正であることを確認しました。

各監査結果における指摘事項等については、次のような対応をしています。

- 指摘事項：監査結果に基づき講じた措置について通知を受け、措置状況を公表しています。（自治法199条12項）
- 注意事項：文書により是正又は改善状況について報告を受けています。
- 意見・要望事項：必要に応じて文書により報告を受けています。

指摘事項：内容が重大であると判断したもの 注意事項：指摘事項に比較し軽易なもの 意見・要望事項：その趣旨を今後の事務事業等に活かすよう求めるもの
--

Ⅱ 各種監査について

定期監査、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査、住民監査請求による監査のあらまはは、以下のとおりです。（なお、監査結果等は要約しています。）

1 定期監査

1 実施期間

平成25年4月から平成26年3月まで

2 重点事項

監査を効果的に実施するために、次の重点事項を設けました。

- (1) 随意契約について
- (2) 収納事務について
- (3) 物品の出納保管状況について

3 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認を行いました。また、庁外施設については、施設の管理状況等の実地監査を行いました。

4 対象

庁内全部局及び施設規模などにより選定した下記の庁外65施設を対象にしました。

(1) 区民生活部（9施設）

産業振興センター、区民（駅前）事務所（3所）、地域区民センター（3所）、区外宿泊施設「杉菜」、久我山会館

(2) 保健福祉部（31施設）

杉並福祉事務所高井戸事務所、児童青少年センター、杉並保健所、保健センター（3所）、なのはな生活園、障害者福祉会館、高円寺障害者交流館、ゆうゆう館（4館）、保育園（8園）、保育室南阿佐ヶ谷、西荻北子供園、児童館（8館）

(3) 都市整備部（2施設）

杉並土木事務所、北公園緑地事務所

(4) 環境部（1施設）

杉並清掃事務所方南支所

(5) 教育委員会（22施設）

済美教育センター、中央図書館、地域図書館（2館）、科学館、小学校（10校）、中学校（6校）、馬橋公園運動広場

5 結果

指摘事項が4項目4件、注意事項が10項目22件、意見・要望事項が6項目6件あり、改善を求めました。

なお、このほかに比較的軽微で現場指導とした事項が16項目1,758件ありました。

(1) 指摘事項

<収納事務について>

ア 電子複写機の使用料金を誤って徴収していたもの

杉並区会計事務規則によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令及び契約書等に基づき所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入者、納付期限及び納付場所等の調査決定をしなければならないとされている。

障害者福祉会館の電子複写機については、18年度までは所管課が保守契約し、使用料金を同会館の運営管理業務の受託団体から徴収し、保守契約業者に支払っていた。その後19年度からは受託団体が保守契約し、使用料金を保守契約業者に支払うこととしたにもかかわらず、所管課が19年4月分から24年8月分までの使用料金（計130万4,090円）を受託団体から誤って徴収していた事案があった。
(障害者生活支援課)

<予算の執行状況について>

イ 決裁権限を超えて決裁されていたもの

杉並区職務権限規程及び杉並区事案決定基準によると、杉並区土地開発公社に関する負担金の額を決定する権限は、部長とされている。また、杉並区予算事務規則等によると補助金的性格を有する負担金を執行する支出負担行為手続を行うときは、財政課長に合議することとされている。

しかしながら、杉並区土地開発公社事務費等の負担金交付要綱に基づいてなされた同公社事務費等の支出負担行為（24年度691,000円、25年度646,000円）が課長決裁で行われるとともに、財政課長への合議が行われていない事案があった。
(経理課)

<物品の出納保管状況について>

ウ 備品について、備品台帳との整合が確認されなかったもの

杉並区物品管理規則等によると、物品管理者は、備品の使用状況を把握するため、財務会計システムに所要事項を入力し、又は備品台帳を備え、品名ごとに整理し、年度末現在において保管物品と照合することとされている。

しかしながら、タイプライター、テレビ、ビデオカメラ等9品目については備品台帳に記載されているが、現物の所在が確認されなかった。

(地域課荻窪地域活動係)

＜土地及び建物の保管状況について＞

エ 消防法に基づく消防訓練を実施していなかったもの

消防法及び同法施行令では、火災、地震その他の災害等が発生した場合に備えて、多数の者が出入りする防火対象物については、防火管理者を定め、消防計画に基づく訓練を定期的実施しなければならないとしており、この対象には図書館も含まれている。また、区の地域防災計画においても、区の各機関には施設利用者の安全、保護に関する業務が位置づけられている。

しかしながら、区立図書館において、消防計画で総合訓練を年1回以上、部分訓練を年2回以上実施するとしているにもかかわらず、22年度以降、計画に基づく訓練が実施されていない事案があった。(高円寺図書館)

(2) 注意事項

＜随意契約について＞

ア 不適切な分割発注をしていたもの

杉並区契約事務規則によると、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴取することとされている。また、契約事務の手引きによれば、予定価格が10万円を超える場合は、合理的な理由がある場合を除き、2人以上の者から見積書を徴取することとされている。

しかしながら、契約日、履行期限、契約業者が同一であり、本来1契約として取り扱うべき10万円を超える工事請負契約であるにもかかわらず、合理的な理由がなく2分割し、複数の者から見積書を徴取していない事案があった。(障害者生活支援課)

イ 業者から提出された見積書に不適切な点のあるもの

杉並区契約事務規則によると、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴取することとされている。また、契約事務の手引きによれば、予定価格が10万円を超える場合は、合理的な理由がある場合を除き、2人以上の者から見積書を徴取することとされている。

しかしながら、予定価格が10万円を超える随意契約案件において、同一の様式及び書体で作成された契約業者ほか2社分の見積書が提出されており、不自然であり不適切と思われる事案があった。(桃井第一小学校)

ウ 適正な競争によらず業者を指定し契約していたもの

地方自治法施行令によると、特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とするなどの理由により競争入札に適さない場合には、業者指定による随意契約が認められるとされている。

しかしながら慶弔メッセージの配送業務委託に当たり、対応可能な業者が複数あるにもかかわらず特段合理的な理由がなく業者を指定しているものがあった。(庶務課)

エ 区内業者から見積書を徴取していないもの

杉並区競争入札実施要綱によると、当分の間、予定価格500万円未満の発注案件の契約相手は原則として区内業者に限定する、とされている。

しかしながら、区内業者が対応可能な物品購入等の契約であるにもかかわらず、区外業者からのみ見積書を徴取し、契約している事案があった。

(なのはな生活園、健康推進課、高井戸保健センター、高円寺保健センター、桃井第三小学校、桃井第四小学校、桃井第五小学校、荻窪小学校、井荻小学校、東原中学校)

オ 主管課契約において、特例起案の処理を行っていないもの

契約事務の手引きによると、主管課契約のうち単価契約等の契約書作成が必要とされる場合は、財務会計システム上の決裁に加えて、契約締結特例起案による課長決裁（紙決裁）のうえ契約書を作成することとされている。

しかしながら、このような主管課契約であるにもかかわらず、契約締結特例起案による処理を行わずに契約書を作成していた事案があった。

(課税課、文化・交流課)

<予算の執行状況について>

カ 履行確認を適正に行っていないもの

- ・ 杉並区契約事務規則によると「検査員は、(中略)請負契約以外の契約については当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。」とされている。

しかしながら、雑誌の年間購読契約において、前金払で代金を支払った後、履行期間終了時に履行確認（検査・立会・受領）を行っていない事案があった。

(営繕課、道路区域整備担当)

- ・ 杉並区契約事務規則によると、検査員は、検査を完了したときは、直ちに検査証（履行確認書）を作成しなければならないとされている。

しかしながら、「公私立保育園児の歯科健診指導委託契約」において、前金払で代金を支払った後、検査員が履行期間終了時に履行確認を証する書面である履行確認書を作成していない事案があった。

(保育課)

キ 仕様書が実態に合っておらず、履行確認も適正に行われていなかったもの

契約事務の手引きによると、契約に当たっては、契約内容を明確にするために仕様書を作成するとされている。また、杉並区契約事務規則によれば、契約の履行に関する検査は、検査員が、契約書、仕様書及びその他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

24年度及び25年度の馬橋公園運動広場外1所のグラウンド整備業務委託契約において、側溝清掃の実施時期を仕様書では12月としていたが、実際の作業は両年とも台風シーズンに備え9月前半に実施されていた。また、検査員は業者

から提出された作業完了報告の内容を確認しなかったため、仕様書のとおり12月に作業が実施されたものとして誤った履行確認を行い、9月分の当該作業の費用が第3四半期分として支出されていた。

(スポーツ振興課)

<現金及び物品の出納保管状況について>

ク 金券等受払簿の記録管理が不適切であったもの

杉並区物品管理規則によると、物品管理者は、金券類その他会計管理者が必要と認める物品については、物品受払簿を備え、その使用状況及び残高を明らかにしておかなければならない、とされている。

しかしながら、庶務担当課から引き渡された郵券の枚数確認を十分に行わず、一部を交換便の袋に残したまま、金券等受払簿へ誤った枚数を記載していた事案があった。

(区民課高井戸区民係)

<土地及び建物の保管状況について>

ケ 敷地の地盤沈下に対して適切な安全対策がとられていないもの

児童館の北側及び東側の敷地が建物に沿って20cm程度地盤沈下したため、1階遊戯室非常用出口及び東側の非常階段降口は地面との落差が大きく、また路面が波打つ等ゆがみが生じ、非常時の利用が危険な状況となっているが、必要な安全対策等が講じられていなかった。

(児童青少年課、和田中央児童館)

<勤怠管理について>

コ 庶務事務システムによる出勤記録の整理が適切に行われていなかったもの

杉並区職員出勤記録及び出勤簿整理規程によると、出勤記録の整理について、「整理保管者は、毎日出勤時限後、出勤記録を確認し、出勤等の状況に関する事実と異なるときは、速やかに庶務事務システムに所要事項を入力することにより修正しなければならない。」とされている。

しかしながら、庶務事務システムにおいて、超勤命令の入力漏れ、打刻忘れ、休日出勤に対する届出漏れ等のエラーや警告が未修正のままとなっているものが数多くあった(24年10月から25年11月までに7名132件)。

(スポーツ振興課)

(3) 意見・要望事項

<予算の執行状況について>

ア 公益通報制度について

区政運営における公正の確保等を目的とした「杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例」(16年4月施行)に基づき、職員の職務上の法令違反

等に対する公益通報制度が整備され、公益監察員（弁護士、報酬月額8万円）が2名置かれているが、制度創設から監査日現在まで通報の実績はない。

今後、当該制度が必要に応じ適切に活用されるようより一層の周知等を図るとともに、これまでの実施状況を踏まえ、公益監察員の定数や報酬のあり方等について検討されたい。（総務課）

イ 電子地域通貨事業について

電子地域通貨事業は、21年度民間事業化提案制度における公募により提案事業（者）が選定され、22年10月には、区内産業団体や電子マネー事業者等で構成する推進委員会が設置された。以降、区と事業者を中心に、具体化に向けた検討協議が進められてきたが、25年2月、区は、「関係商業団体に主体的に事業に取り組む姿勢がみられないことや、事業コストが当初見込みと異なってきたこと」等から、事業実施は困難と判断し、協議を中止した。この間、要した経費は、全体計画案作成やインフラシステム開発等の業務委託（22、23年度）等で7,400万円余となっている。

本事業は、電子地域通貨と電子マネーを融合させようとする等、独自性の高い初めての試みであり、その実現のためには、技術的な問題のみならず、各事業主体との調整、商業関係者の積極的な参加の確保等、多くの課題があり、リスクも内在していたものと思われる。本事業の各段階の進め方等について、区として検証・総括を行い、今後の教訓として活かすよう要望する。

（産業振興センター）

ウ 障害者24時間安心サポート事業について

障害者の緊急時のセーフティネットに係る施策として、杉並区障害者24時間安心サポート事業実施要綱に基づき、「緊急ショート」及び「緊急ヘルパー派遣」のサービスが実施されている。その経費と利用実績をみると、緊急ショートには、基本固定経費として居室確保代年間219万円（1日6,000円）及び受付等事務費年間19万円余（1月16,000円）を支出しているが、24年度及び25年度（※）の利用実績は年間2件である。また、緊急ヘルパー派遣では、基本固定経費としてヘルパー確保代年間64万円余を支出しているが、利用実績は年間0件となっている。

所管課においては、利用実態や事業実施の効果等を検証し、改めて事業の実施方法や契約内容等の見直しについて検討されたい。

※25年度は26年1月21日時点の件数

（障害者施策課）

エ 事業系ごみの処理券貼付率の向上について

事業系ごみの処理券貼付率の向上のために、22年度から商店街への巡回指導が実施され、減少していた同処理券の交付枚数が24年度に増加に転ずる等一定の成果を挙げてきたことは評価できるが、過去3年間で巡回した商店街は全体

の1割程度にとどまっている。

事業系有料ごみ処理券貼付の適正化は、区実行計画において、行財政改革基本方針に基づく取組項目とされている。負担の公平性及び歳入の確保の観点から、今後の取組について、積極的な目標と方針を含めた年間計画を定め、一層の充実強化を図りたい。
(ごみ減量対策課)

<現金及び物品の出納保管状況について>

オ 高齢者の財産の緊急的な事務管理について

身寄りがなく判断能力が十分でない高齢者のための日常的な金銭管理については、杉並区社会福祉協議会が地域福祉権利擁護事業としてサービスを提供している。しかし、そうしたサービスの対象外となる場合があり、所管課では、医療機関からの要請を受けたとき等に、やむを得ず当該高齢者の現金や預金等を預かるとともに、医療費の支払等、必要最小限の日常的な金銭管理を行っている実情がある。24年度に取り扱った対象人数は26人であった（1人当たりの最高預り額は現金・預金併せて7,000万円余）。

地方自治法（第235条の4第2項）により、普通地方公共団体の所有に属さない現金は法律又は政令の規定によらなければ保管することができない旨が規定されている下で、所管課では、当該金銭管理を緊急避難的な「事務管理」（民法第697条）とみなして実施しているが、取扱要領等は定めておらず、管理者としての責任・義務等が明確にされているとはいえない状況にある。

こうした課題に対するより適切な対応の方法等について、杉並区社会福祉協議会による事業の拡充の可否、必要な取扱要領やチェック体制の整備等を法務の観点からも十分に検討し、適正な取扱いに努められたい。

(高齢者在宅支援課)

<土地及び建物の保管状況について>

カ 傾きが生じている公園の屋外キュービクル（変電設備）について

柏の宮公園に設置されている屋外キュービクルについては、樹木の根の伸張等により傾きが生じており、電気設備保守点検委託業者による点検報告（20年12月、21年9月及び25年3月）において早急な改修等の必要性が指摘されているが、区では「経過観察」としている。

現地は災害時の広域避難場所でもあり、防災機能を備えた公園である。設備の現況について、電気設備保守点検事業者を交えて認識を摺合せ、講ずべき対策の要否等を検討し、対応方針を定められたい。

(みどり公園課、営繕課)

2 工事監査

1 実施期間

平成25年8月から平成26年4月まで

2 方法

- (1) 提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び関係資料の確認を行うとともに、工事施工状況等を現地監査しました。
- (2) 設計、積算、施工等の専門的技術分野に関する事項については、専門的知識を有する技術士の団体（特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム）に工事技術調査を委託し、その調査報告を監査の参考としました。

3 対象

平成25年度に着手した工事及び平成25年度以降に竣功となる工事で、契約金額1億5,000万円以上の工事又は契約金額1億5,000万円未満の重要性、話題性のある工事から選定した次の4工事を対象にしました。

(1) 保育室松ノ木改修及び耐震補強その他工事（竣功監査）

- 対象課：営繕課、施設整備担当、経理課、保育施設担当
- 工期：平成25年7月12日から平成25年10月18日まで
- 契約金額：44,625,000円
- 構造規模：鉄筋コンクリート造 地上2階建て
敷地面積 397.45 m²
施設規模 182m²(2階)

(2) (仮称) 杉並区大宮前体育館移転改築建築工事等（竣功監査）

- 対象課：営繕課、施設整備担当、経理課、スポーツ振興課
- 工期：平成23年12月13日から平成25年12月13日まで
- 契約金額：3,080,370,247円
- 構造規模：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下2階・地上2階建て
敷地面積 6,184.47 m²
建築面積 2,958.89 m²
延床面積 5,680.71 m²

(3) 杉並区立高井戸第二小学校改築及び併設1施設建設建築工事等（竣功監査）

- 対象課：営繕課、施設整備担当、経理課、学校整備課、児童青少年課
- 工期：平成24年6月28日から平成26年3月14日まで
- 契約金額：2,839,866,750円

- 構造規模：鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階建て
 - 敷地面積 12,070.80 m²
 - 建築面積 4,759.96 m²
 - 延床面積 9,832.52 m²

(4) 特別区道第2101-1号線整備工事（竣功監査）

- 対象課：経理課、土木計画課、杉並土木事務所
- 工期：平成25年6月17日から平成26年3月12日まで
(変更後 平成26年3月31日まで)
- 契約金額：165,658,500円 (変更後 176,335,950円)
- 主な工種：L型側溝改修工、車道舗装工、インターロッキングブロック舗装工、薄層カラー舗装工

4 結果

全体としては適正であると認められましたが、意見・要望事項が1項目1件ありました。

(1) 意見・要望事項

○ 光熱費縮減効果の検証について

本施設は、天井高の大きなアリーナ等の諸施設と熱負荷が大きい温水プール施設を地下部分に配置し、建物高を抑えて周辺の住環境に配慮するとともに、年間を通じ安定した地下の温熱環境を省エネに活用し、長期にわたってランニングコストを抑制するという考え方で設計され、建設された。

今後、本施設を運営する中で、地下の温熱環境を活かした光熱費縮減の効果について検証されたい。

((仮称) 杉並区大宮前体育館移転改築建築工事等)

3 財政援助団体等監査

1 実施期間

平成25年7月26日から平成26年4月25日まで

2 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び調査を行うとともに、6団体については実地監査しました。

3 対象

別表（16ページ参照）の団体を対象にしました。

（1）補助金等交付団体（67団体）

- ア 平成24年度、新規に100万円以上の補助金等の交付を受けた団体のうち41団体
- イ 平成24年度の補助金等交付額が1,000万円以上の団体（新規を除く。）のうち、おおむね4分の1の団体（20団体）
- ウ 監査委員が指定する団体

- ① 過去の監査実施状況、区政の課題、話題性等から指定する団体（3団体）
- ② 無作為抽出により指定する団体（3団体）

（2）出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を区が出資している団体）のうち、指定する団体（4団体）

（3）公の施設の指定管理者のうち、指定する団体（5団体）

4 結果

注意事項が6件、意見・要望事項が4件あり、改善を求めました。

（1）注意事項

ア 補助金の精算に伴う戻入金が出納整理期間内に公金化されなかったもの

通知「平成25年度当初における会計事務処理について」（会計課長）によると、出納整理期間内に公金化すべき平成24年度収入に係る納付書（公6）の納期限は、公金化されるまでの日数（少なくとも6営業日）を勘案し、余裕を持って設定することとされている。

しかしながら、杉並区交流協会補助金の概算払の精算に伴う戻入金（504万5,570円）について、出納閉鎖日（5月31日）までに公金化するための納入期限を同協会担当者に通知を怠ったため、出納整理期間内に公金化されなかった事案があった。

（杉並区交流協会、文化・交流課）

イ 補助金の算定に誤りがあり、補助金を過払いしているもの

- ① 杉並区重症心身障害児（者）通所事業運営補助金交付要綱及び杉並区児童発達支援開設経費補助要綱では、補助金について千円未満の端数は切り捨てることとされている。

しかしながら、端数処理をしないまま補助金を交付し、過払いしている事案があった。

（社団法人家庭生活研究会《高円寺療育センター杉の実》、障害者施策課）

（株式会社ウイングル《総合幼児教室Leafジュニア荻窪教室》、障害者施策課）

- ② 杉並区障害者地域活動支援センター事業補助要綱に基づく、施設借上費補助金は建物賃借料、管理費、共益費、更新料を交付対象とするとしている。

しかしながら、施設の賃貸借契約で定額となっている「水道料」分（毎月1万500円）を同補助金の交付対象に含めており補助金を過払い（過払い額126,000円）している事案があった。

（一般社団法人クレオソーレ《すぎなみ151》、障害者生活支援課）

- ③ 杉並区分娩設備整備事業補助金交付要綱では、申請医療機関は補助金の交付申請書と購入機器の領収書を提出し、所管課は内容確認のうえ、補助金を交付決定することとされている。

しかしながら、医療法人社団の輸液ポンプ購入について、見積書で補助金の交付額を決定したため、補助金を過払い（過払い額36,750円）している事案があった。

（医療法人社団赤恵会《赤川クリニック》、地域保健課）

ウ 指定管理料を過払いしているもの

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金交付要綱及び杉並区保育扶助要綱によると11月から3月まで児童の採暖を充実するため採暖費加算（単価に対象児童数を乗じて算定）及び朝・夕保育暖房費加算は定額を助成することとされている。

しかしながら、採暖費加算では対象児童数を誤って算定し、また、朝・夕保育暖房費加算では算定対象外の期間を計上したため、指定管理料を過払い（過払い額63,010円）している事案があった。

（コンビウィズ株式会社《高円寺北保育園》、保育課）

（2）意見・要望事項

○ 補助事業者に係る工事請負等契約の競争性等の確保が不十分なもの

多様な主体による社会福祉施設等の整備を促進するために、各種の補助事業が実施されている。これらの事業には効率性・競争性、公平性、透明性が求められるが、補助事業に係る請負等契約の競争性等の確保が不十分な次のような問題が見受けられた。

- ① 認知症高齢者グループホーム等開設準備補助金及び私立保育所施設整備補助金では、各補助金交付要綱に基づく補助条件では、「区が行う契約手続の取扱いに準拠」するものとしているが、それに沿った取扱いがされていない。

(株式会社大起エンゼルヘルプ《グループホームなごみ松ノ木》、高齢者施策課)
(株式会社小学館集英社プロダクション《小学館アカデミーにしおぎ南保育園》、保育課)

- ② 杉並区分娩設備整備事業補助金交付要綱では、補助対象医療機器等の製造業者が複数あるときは、入札又は3者以上の見積競争によるとされているが、工事等請負契約は対象外とされ、1者の見積りだけで契約の相手方を決定していた。(医療法人社団赤恵会《赤川クリニック》、地域保健課)

- ③ 杉並区保育室事業実施要綱には、補助事業者に係る契約について補助条件の規定がなく1者の見積りだけで契約の相手方を決定していた。

(株式会社三恭産業《杉並区保育室南阿佐ヶ谷第二》、保育課)

所管課においては、補助事業に係る工事請負等契約に求められる競争性等の確保について、現実的で妥当性のある方策を検討し、ガイドラインを作成するなど、補助事業者に適切な助言指導を行われたい。

別表 監査実施団体(※は実地監査を実施)

(1) 補助金等交付団体 (67団体)

ア 平成24年度、新規に100万円以上の補助金等の交付を受けた団体 (41団体)

No.	補助対象・事業等	監査実施団体
1	文化芸術活動助成	阿佐谷ジャズストリート実行委員会
2	商店街装飾灯建設等助成対象商店会	杉成商店会
3		西荻平和通り会
4		荻窪南口仲通り商店会
5		新町商栄会
6		方南銀座商店街振興組合
7	障害福祉サービス事業者等 (事務処理安定化支援助成)	杉並区立こども発達センター
8	重症心身障害者通所施設 (運営費)	社団法人家庭生活研究会高円寺療育センター杉の実
9	児童発達支援事業所 (開設経費補助)	株式会社 ウイングル
10	障害者自立支援法の通所施設運営事業者 (運営費・交通費等)	NPO法人ゆずりはコミュニケーションズ (パソコン工房ゆずりは)
11		NPO法人福祉の家 (作業所にしおぎ館)
12	特別養護老人ホーム等の建設費助成	社会福祉法人仁愛会 (仮称和泉サナホーム)
13	認知症高齢者グループホーム建設助成	社会福祉法人東の会 (グループホーム上高井戸大地の郷みたけ) ※
	小規模多機能型居宅介護施設建設助成	
14	認知症高齢者グループホーム等開設準備経費助成	株式会社大起エンゼルヘルプ (グループホームなごみ松ノ木)
15	私立保育園設置者 保育所開設に伴う改修費用一部助成	社会福祉法人東の会 (杉並大宙みたけ保育園)
16		社会福祉法人和光会 (阿佐谷保育園)
17		社会福祉法人さゆり会 (杉並さゆり保育園)
18		株式会社小学館集英社プロダクション (小学館アカデミにしおぎ南保育園) ※
19		アートチャイルドケア株式会社 (マミーナ下北沢)
20	認証保育所	ビーフェア株式会社 (ビーフェアこども愛々保育園武蔵関)
21		ピジョンハーツ株式会社 (ピジョンランド練馬高野台)
22		学校法人三幸学園 (ぼけっとランド信濃町)
23		株式会社マミーズエンジェル (マミーズエンジェル中野白鷺保育園)
24		株式会社ピノコーポレーション (ピノキオ幼児舎新高円寺園)
25		学校110番設置 (認証保育所)
25	杉並区保育室 (委託型) 委託事業者 (開設準備経費補助)	株式会社三恭産業 (杉並区保育室南阿佐ヶ谷第二)
26	区内医療機関 (分娩施設整備費助成)	医療法人社団赤恵会
27	区内医療機関 (自家発電設備整備費補助)	医療法人社団静山会清川病院
28		医療法人社団三成会前田病院
29	住宅市街地総合整備事業整備地区 (阿佐谷南・高円寺南地区) 及び震災救援所周辺等の建築物不燃化建替者	二幸建設株式会社

No.	補助対象・事業等	監査実施団体
30	精密診断、補強設計及び耐震改修を実施した建物の所有者	荻窪コーエイマンション管理組合法人
31		オーデリック株式会社
32		田中土建工業株式会社
33		高円寺プラザ管理組合法人
34		株式会社フジカレッジ
35		TSUMO・JP株式会社
36		荻窪タウンセブン株式会社
37		シーアイマンション桜上水管理組合
38		藤和方南町コープ管理組合
39		サンハイツ永福町管理組合
40	住宅等に高床化工事実施者	八正建設株式会社
41	商店街カラー舗装実施商店会	阿佐谷新進会商店街振興組合

イ 平成24年度の補助金等交付額が1,000万円以上の団体（新規を除く。）のうち、おおむね4分の1の団体（20団体）

No.	補助対象・事業等	監査実施団体
1	運営助成	杉並区交流協会
2	心身障害者（児）地域デイサービス事業運営事業者	コロロ杉並少年隊
3		よりみちくらぶトラのながぐつ
4		社会福祉法人虹旗社（杉並・あしたの会福祉作業所）
5	障害者自立支援法の通所施設運営事業者（運営費・交通費等）	NPO法人TRY福祉会（ゆい企画）
6		NPO法人まどか（アゲイン）
7		NPO法人S.U総合企画（S.Uストリート）
8	民営化した重度身体障害者施設、重度知的障害者施設、障害者通所施設（運営費助成）	社会福祉法人同愛会（杉並区重度知的障害者施設「マングローブ」）
9	特別養護老人ホーム等の建設費助成	社会福祉法人えのき会
10		社会福祉法人鶴足津福祉会（マイルドハート高円寺）
11	ひととき保育・つどいの広場運営事業者等（運営助成）	NPO法人八成グループ
12		すぎなみ保育ぐるーぷ
13	認証保育所	梅里保育園
14		株式会社小学館集英社プロダクション（小学館アカデミーにしおぎ駅前保育園）
15		株式会社田中ナースリー（田中ナースリー保育園）
16		株式会社マーテル（芦花ゆりかご保育園）
17		フジキ保育室
18	株式会社日本教育クリエイト（ぼけっとランドさぎのみや）	
19	精密診断、補強設計及び耐震改修を実施した建物の所有者	高井戸第2ハイホーム管理組合 ※
20	南北バス運行事業者	関東バス株式会社（かえで路線）

ウ 監査委員が指定する団体（6団体）

No.	補助対象・事業等	監査実施団体
1	地域特性にあった商店街支援事業対象商店街	高円寺商店街連合会
2	地域活動支援センター事業者（事業費、交通費）	一般社団法人クレオソール（すぎなみ151）
3	指定・登録文化財所有者等（文化財保護の奨励）	学校法人 立教女学院 ※
4	地域区民センター協議会	阿佐谷地域区民センター協議会
5	運営助成	障害者福祉会館運営協議会
6	福祉サービス第三者評価実施事業者	社会福祉法人サンフレンズ（特別養護老人ホーム上井草園）

(2) 出資団体 (4 団体)

No.	監査実施団体
1	杉並区土地開発公社
2	一般社団法人杉並区成年後見センター
3	財団法人杉並区障害者雇用支援事業団
4	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

(3) 公の施設の指定管理者 (5 団体)

No.	監査実施団体	指定管理施設名
1	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社・株式会社協栄共同事業体 ※	高井戸地域区民センター、高齢者活動支援センター、高井戸温水プール
2	NPO法人杉並区視覚障害者福祉協会	杉並視覚障害者会館
3	社会福祉法人東京家庭学校	高井戸保育園
4	コンビウイズ株式会社	高円寺北保育園
5	丸善グループ (丸善株式会社、株式会社東急コミュニティー)	成田図書館、阿佐谷図書館

4 行政監査 「普通財産(土地・建物)の管理及び活用について」

1 テーマ選定の趣旨

普通財産（土地・建物）は、近年、施策見直しに伴う用途廃止、施設運営の民営化に伴う貸付けなどにより増大し、内容も変化してきており、区民の共有財産として管理の適正を図り、有効に活用することが求められています。

そこで、普通財産（土地・建物）の管理及び活用を本監査のテーマとし、財産の管理、活用及び貸付けなどについて検証することとしました。

2 実施期間

平成25年10月28日から平成26年4月25日まで

3 方法

提出された監査資料に基づき、関係課長からの説明聴取、質疑応答及び調査を行いました。

4 対象とした普通財産及び対象部局

平成25年10月1日を基準日として、区が保有する普通財産の土地88件・建物89件のすべてを監査対象としました。また、平成24年度から基準日までにおいて、取壊し、売払いの処分等を行ったもの（土地8件・建物10件）についても対象としました。

監査対象部局は以下のとおりです。

部	課
総務部	職員課、経理課
区民生活部	管理課、文化・交流課、産業振興センター
保健福祉部	障害者生活支援課、高齢者施策課、 高齢者在宅支援課、保育課
都市整備部	まちづくり推進課、交通対策課、みどり公園課
教育委員会事務局	庶務課、学校整備課、スポーツ振興課

5 結果

区の普通財産は、この15年間で大幅に増加し、土地約29.3万㎡、建物約4.8万㎡となっている。これらを適切に維持管理し、時代の変化に対応しつつ有効活用していくことは、持続可能な行財政運営のために取り組むべき重要な課題といえる。

(1) 総括（基本的な評価）

「監査の視点」に沿って総括すると次のとおりである。

ア 公有財産台帳等の記録・管理は適切になされているか

システム化された公有財産台帳に必要事項を記録・管理する環境が整備され、

適時更新されていた。

他方、普通財産貸付簿に一部未登録の情報があるなど是正すべき点が認められたが、全体としては公有財産に関する記録・管理は適切に行われていると評価できる。

イ 普通財産（土地・建物）は有効に活用されているか。また、維持管理は適切になされているか

区外宿泊施設や福祉施設などの民営化と事業の見直しにより用途廃止した財産の福祉サービスへの積極的な活用が図られており、民間事業者に対する普通財産（土地・建物）の貸付けは飛躍的に増大し、有効活用策として重要な位置を占めている。

他方、一部に未利用・低利用地がみられたが、不適正に放置されているものはなく、全般的には有効活用に注意が払われていると認められた。

ウ 貸付けは適正に行われているか

貸付先や貸付理由に問題がある事案は見当たらなかったが、福祉施設の貸付条件（貸付期間や貸付料の算定及び減免など）については、当初の契約時に個別に判断された取扱いが、多くの場合、その後も継続されている。

貸付けについては、今後、さらに増加が見込まれる中で、事業環境の変化等に的確に対応しながら、より適正な運用を確保していくことが必要であると認められた。

エ 普通財産（土地・建物）の処分は適切になされているか

監査対象期間に行われた普通財産（土地・建物）の売却、用途変更及び取壊しについて確認したところ、それらの処分は適切に行われていたと認められた。

（２）意見・要望

以下、主要な課題・問題について意見・要望を述べる。

ア 貸付けについて

改善を要する次の問題が見受けられた。

- ① 貸付料は、「適正な時価により評価した額をもって定めなければならない」とされているが、算定方法に関する具体的な指針がなく、貸付けごとに様々な算定が行われている。
- ② 民営化等に伴う貸付けでは、事業者の参入を促す誘導支援等の観点から貸付料の減額又は無償貸付けの措置がとられてきたが、多くの場合、その後の検証が行われずに継続されている。また、貸付料の減額等について、同種の福祉施設・サービスに係る貸付けの間で異なる取扱いもみられる。
- ③ 貸付期間についても、同種の福祉施設であるにもかかわらず期間の設定が異なるものや事業委託契約期間との整合が図られていないものなどがある。
- ④ 貸付契約書に必要な基本条項の記載が不十分なものや、規則で「契約期間満了の6カ月前」とされている更新手続期限について短い期限が設定されるなど、適切とはいえないものがある。

上記の問題状況を踏まえ、的確な対応を図るため、貸付料の算定方法、貸付料の減免、貸付期間及び更新手続など基本的な事項に関する取扱いの指針や基準を要綱等として整備する必要がある。

普通財産（土地・建物）は区民の貴重な共有財産である。貸付料の減額や無償の取扱いについては、貸付けの政策目的と当該事業を取り巻く社会的環境の変化などを踏まえ、その必要性、妥当性を十分に検証し、必要な見直しに取り組むよう要望する。

イ 建物（施設）の良好な保全について

貸し付けた建物（施設）の維持管理については、借受者との間で基本的な役割分担を定めて行われているが、今後、それらの建物を長く活用していくためには、保全について一層の留意が求められる。

所管課と借受者が保全の重要性について認識を共有し、営繕部門とも緊密に連携し、貸付建物を良好に維持管理し、保全に努めるよう要望する。

ウ 売却等について

既存の普通財産（土地・建物）の一部に未利用・低利用地がある。これらを有効に活用することなく保有し続けることは、維持管理経費が必要となるだけでなく、売却や賃貸すれば得られたはずの収入も失われていることになる。適時、売却等の可能性について検討し、取り組むよう要望する。

エ その他、適正な管理について

① 規則に関して、次の問題が見受けられた。

- ・財産の管理体制について、規則第12条は「課長は所管する事務所または事業所に財産保管責任者をおく」と規定しているが、指名等は行われておらず組織上不明確な実態にあった。

- ・財産台帳の記録項目について、規則第18条は「価格その他別に定める財産の管理に必要な項目」としているが、別の定めはなかった。

- ・建物の表示について、規則第17条第2項は、区有建物標による表示を規定しているが、表示の実績はなく、実態と乖離していた。

規則制定後、約50年が経過している。問題を検証し、見直し等必要な対応を図られたい。

② 普通財産貸付簿に一部未登録の貸付情報があった。また、土地の界標について一部に滅失など不適切なものがあることが認められた。いずれも、速やかに是正措置を講じる必要がある。

③ 上記のほか、土地の登記内容を確認するための登記事項証明書の取得が、長期間行われていないものなどがあった。また、土地の界標について、長期間確認が行われていないものなどがあった。土地の適正な管理のために、土地を保管する所管課においてこれらの確認が適時適切に実施されるよう、現実的で実効ある確認のルールを検討し、対応されたい。

5

住民監査請求による監査

提出された住民監査請求の概要及び監査の結果は次のとおりです。

件名及び請求の概要	監査の結果と判断の要旨
<p>「政務調査費について」 (收受日：平成25年4月26日)</p> <p>平成23年度の政務調査費のうち使途に疑義があり、あるいは説明が不十分と判断したものについて、杉並区の被った損害額に関し、平成23年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して速やかに返還を求めるよう区長に勧告することを求める。</p>	<p>棄 却 (通知日：平成25年6月24日)</p> <p>平成23年度分の政務調査費について、請求人が違法・不当な支出であるとする15項目について、項目ごとに検討した結果、違法・不当な支出と認められるものはなかった。</p> <p>[意見・要望] 監査請求後の点検により、収支報告等の訂正と自主返還が少なからず行われている現状が依然見られる。 収支報告書提出後はもとより、交付期間中から四半期ごとに適切な点検等に取り組むなど、こうした問題を解消するよう要望する。</p>
<p>「政務調査費について」 (收受日：平成25年4月30日)</p> <p>田中ゆうたろう議員に交付した平成23年度分の政務調査費のうち、学費、事務所費及び人件費に係る不当計上額の計上取消しと不当利得の返還を請求するよう杉並区長に勧告することを求める。</p>	<p>一部認容、一部棄却 (通知日：平成25年6月26日)</p> <p>①明星大学通信教育部学費及びスクーリング受講費(93,000円)、②事務所費(550,000円)、③人件費(550,000円)については、政務調査費からの支出が不適切であるので、田中議員に対する返還に必要な措置を、平成25年8月31日までに講じられるよう、区長に対して勧告する。 明治大学大学院ガバナンス研究科学費及び諸費用については、違法・不当とすべき点は見当たらない。</p> <p>[意見・要望] 使途の適正と透明性の確保及び使途基準等の改善について要望する。</p>
<p>「政務調査費について」 (收受日：平成26年3月3日)</p> <p>安斉あきら議員は、平成24年度分の事務所家賃として年間102万円を支出したが、安斉あきら後援会から賃借料として51万円の支出を受けていた。このことから、政務調査費から支出した51万円のうちの25万5千円は、法律、条例、規則等に基づかない違法、無効な支出であり、同議員に当該不当利得を返還請求するよう杉並区長に勧告することを求める。</p>	<p>棄 却 (通知日：平成26年4月30日)</p> <p>本件事務所では、本件後援会の活動と安斉議員の様々な政治活動は一体的に行われていたと評価し得るものであるから、賃借料全体を按分の算定基礎としたとしても、違法・不当であるとはいえない。 また、本件後援会から51万円の支出を受けているが、使途基準細目上、このような場合の政務調査費の算定について、特段の規定は設けられておらず、本件後援会のような支出を受けたかどうかは交付額算定に影響を及ぼすものではないと解される。 したがって、安斉議員に対する平成24年度の政務調査費の事務所費支出に係る財務会計行為に違法・不当な点は認められず、請求人の主張には理由がない。</p> <p>[意見・要望] どのような場合に按分の算定基礎から除くべきかを検討し、使途基準細目などにおいて、その留意事項等を設けるよう要望する。</p>

平成25年度 杉並区監査方針

監査委員決定

平成25年2月28日

1 監査の基本方針

わが国の経済は、長らく続いたデフレや円高に改善の兆しが現れているが、海外経済の不確実性、為替市場の動向などの問題があり、今後の見通しは不透明で予断を許さない状況にある。

区は、歳入の根幹をなす特別区税の減少が見込まれるなど厳しい状況の中で、基金や区債を活用して、「次世代に夢と希望を」、「まちづくりを通して地域経済、地域社会の活性化を」、「安全・安心に暮らせるまちを」という3つの視点に重点を置き、平成25年度一般会計の当初予算(案)を編成した。予算規模は、福祉関連の既定事業経費の増などにより、前年度と比べ0.8%増の1,558億円余となっている。

区は、直面する少子高齢化対策、防災まちづくり、若者就労支援などの課題に的確に対応するために、いっそう計画的・効率的な行政執行に努め、基本構想の実現の取組と持続可能な財政運営を両立させていくことが求められる。

こうした状況を踏まえ、今年度の監査は、公正かつ効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に効果的に実施する。

- (1) 事務事業について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- (2) 指摘等に対する改善状況を適切に把握し、監査の実効性を高める。
- (3) 区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

2 各監査の方針

各監査は次の各方針により実施する。実施に当たっては、各監査の実施計画を別途定める。

(1) 定期監査

平成24年度及び平成25年度の監査実施当日までに執行された事務事業に対する基本的な監査として、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務が法令等に適合し、適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事業目的の達成に向け経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して実施する。

実施に当たっては、重点事項を設定する。

対象は、庁内全部局及び事務執行の状況を勘案して抽出した庁外施設とする。

(2) 工事監査

工事規模等を勘案して抽出した25年度執行の工事について、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の工程が適法かつ適正に行われているかに主眼を置き実施する。

監査を効果的に実施するために、専門技術的な事項については外部の専門機関に技術調査を委託する。

(3) 行政監査

区の事務事業の中から監査テーマを選定し、その事務事業が経済的、効率的、効果的に行われているかに主眼を置き実施する。

なお、テーマの選定に当たっては、過去の監査結果、各部の取組状況、現在の社会情勢等を十分に考慮する。

(4) 財政援助団体等監査

平成24年度における補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）の中から、補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的等を勘案して対象を抽出し、以下の観点に主眼を置き実施する。

(ア) 補助金等交付団体監査

区が補助金等を交付した団体について、経費の使途が適法かつ適正であるか、事業が補助目的や交付規程に沿って適切かつ効果的に執行されているか等の観点から監査する。

(イ) 出資団体監査

区が出資や出捐を行っている出資団体について、出資等の目的や約款等に沿って、事業運営や会計経理が適切に執行されているか等の観点から監査する。

(ウ) 指定管理者監査

区立施設の指定管理者について、施設の設置目的に基づいた管理運営や経理の業務等が区との協定書に沿って適正に執行されているか等の観点から監査する。

あわせて、所管部局に対しては、補助金交付規定等の整備や補助金の交付、出資、指定管理者の指定手続が適正か、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているか等の観点から監査する。

(5) 決算等審査

区長からの付託を受け、平成24年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況について、以下の観点に主眼を置き実施する。

(ア) 決算審査

一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているか、予算執行や財産管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査する。

(イ) 基金運用状況審査

基金運用状況報告の計数が正確なものになっているか、基金の運用及び管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

(6) 健全化判断比率審査

区長からの付託を受け、健全化判断比率及び算定の基礎となる附属資料は適正かに主眼を置き実施する。

(7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、収入支出に関わる記録、証拠書類等から毎月の計数が正確なものになっているか、現金や証書類の保管が適切にされているかに主眼を置き実施する。あわせて、財政収支の動向や資金の運用状況等を把握する。

(8) 随時監査

財務に関する事務の執行等に誤謬や不正が発生する恐れがある場合又は新たな検証を要する場合に、当該事務等について合規性、経済性、効率性、有効性等の観点に留意して実施する。

(9) 住民監査請求による監査等

住民の請求、区長や議会の要求による監査は、請求等に応じた的確に実施する。

3 監査の期間

監査期間は、4月から出納整理期間が終了する翌年5月までとし、各監査の期間は次のとおりとする。

監査種別 及び 対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定期監査	政策経営部													
	総務部・会計管理室													
	区民生活部													
	保健福祉部													
	都市整備部													
	環境部													
	教育委員会事務局 (学校を含む。)													
	行政委員会事務局等													
工 事 監 査														
行 政 監 査														
財政援助団体等 監 査														
決算・健全化判断比率等審査														
例 月 出 納 検 査														

※随時監査は必要と認めたときに、住民監査請求による監査等は請求等に応じて実施する。

※例月出納検査は、原則として毎月22日(事務局)及び28日(監査委員)に実施する。

平成 25 年度監査に關与した監査委員

区 分	氏 名	在任期間
監査委員	小 林 英 雄	平成 2 3 年 6 月 2 9 日 から
	岩 崎 英 司	平成 2 4 年 6 月 2 9 日 から
	小 泉 靖 男	平成 2 5 年 6 月 1 4 日 から
	小 川 宗次郎	平成 2 5 年 6 月 1 4 日 から
前監査委員	吉 田 愛	平成 2 4 年 6 月 1 日 から 平成 2 5 年 6 月 1 3 日 まで
	増 田 裕 一	平成 2 4 年 6 月 1 日 から 平成 2 5 年 6 月 1 3 日 まで

すぎなみの監査 ～平成25年度 監査実施結果の概要～

平成26年5月

杉並区監査委員事務局

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (3312) 2111 (代)